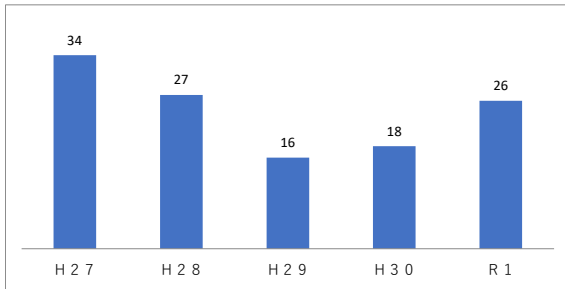


胎内市の高齢者虐待の実態(令和元年度)

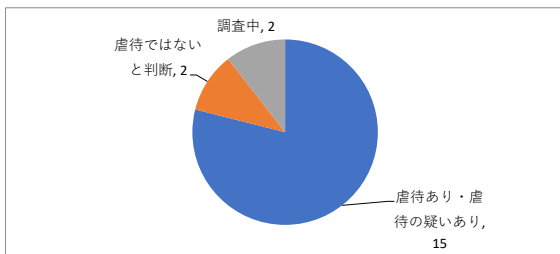
1 相談件数

令和元年度に通報等を受理した事例(以下、年度内受理事例)と当該年度以前から対応している事例の総計。平成30年度に比べて、当該年度の相談件数は1.5倍に増加しているが、関係機関との連携強化や虐待防止に関する意識の高まりにより、虐待と疑われる事例が、相談に繋がりが易くなった結果であるともいえる。なお、相談者は介護支援専門員(ケアマネ)が最も多かった。虐待の早期発見において、介護支援専門員が重要な役割を担っていると言える。



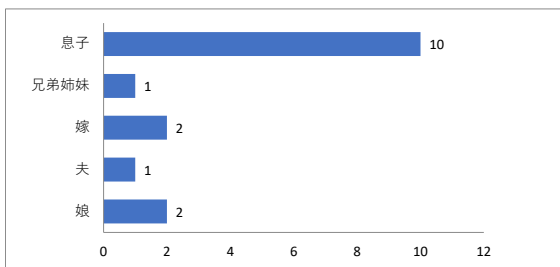
2 虐待の有無

年度内受理事例19件における虐待の判断内訳。虐待ではないと判断された2件は、夫婦げんかや家族への愚痴が虐待と認識され通報された事例であった。虐待ではないと判断された事例数の割合は、平成30年度に比べ微増している。このことから、「虐待と疑われること」に対して当事者と支援者ともに気を配るようになってきていると言える。



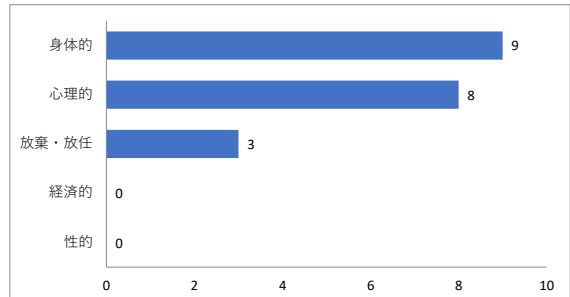
3 虐待者の内訳(続柄)

虐待者は息子が最も多い。仕事と介護の両立の難しさや、誰にも相談できず一人で抱え込んでしまう男性が多いことが関係していると考えられる。



4 虐待の種類(複数回答)

虐待有りまたは虐待が疑われる15件における虐待の種類と比較である。いくつかの虐待が重複して起きていることがわかる。
 身体的虐待・・・叩く、蹴る等の体に危害を加えるもの。
 心理的虐待・・・暴言や罵る等の言葉による暴力等。
 放棄・放任・・・高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、擁護者以外の家族等による虐待行為の放置等。
 経済的虐待・・・年金搾取や必要な金銭を渡さない等。
 性的虐待・・・高齢者においせつな行為をすること又は高齢者をしておいせつな行為をさせること。



5 虐待認定後の対応

令和元年度に対応した虐待事例における被虐待者23人のうち、分離した件数は8件、分離していない件数は15件であった。分離以外の対応とは、擁護者に対する助言指導、介護サービスを増やすためのケアプランの見直し等がある。いずれの場合も、担当ケアマネージャーに対し、包括支援センターが後方支援を担っている。

